

令和元年10月28日

入居テナント各位

開発公社ビル内及び屋外設置喫煙所の閉鎖のお知らせ

健康増進法の一部改正により、病院や学校等の第一種施設は受動喫煙を防止する措置として本年7月1日より原則敷地内禁煙、また、その他の第二種施設においても、来年4月1日から原則屋内禁煙となります。

開発公社(第二種施設)は、これまで喫煙専用室を設置して屋内については分煙化に努めてまいりましたが、皆様の健康を増進するという社会的使命、学生や幼児等の未成年者が多数利用している状況を考慮し、法の施行に先立ち、ビル内喫煙専用室及び屋外設置喫煙所の全てを本年11月20日をもって閉鎖いたします。

入居テナントの皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

公益財団法人 茨城県開発公社

施設管理課 029-301-7003